

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、農道の整備状況を明らかにし、農業農村整備の推進及び地方交付税の算定に必要な資料とすることを目的としている。

2 調査の対象

全国の1,735市町村（特別区を含む。また、直近の農林業センサスにおいて経営耕地の存在が認められなかった市町村を除く。）を対象とした。

3 調査事項

管理主体別幅員別の農道延長距離、舗装済農道延長距離、農道内トンネル部延長距離、農道内トンネル個数、農道内橋りょう部延長距離及び農道内橋りょう個数

4 調査期日

平成27年8月1日現在の整備状況について、平成27年12月に調査した。

5 調査方法

本調査は、地方農政局等から調査対象に対して調査票を、郵送により配布し政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにより回収する自計調査の方法により行った。

ただし、オンライン調査システムを使用することができない場合は、郵送又はファクシミリを使用する方法により行った。

6 集計方法

各市町村の調査結果を単純積み上げとした。

7 全国農業地域の区分

全国農業地域の表章区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

8 用語の解説

農道

調査期日現在で、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業で造成され、農道として管理されている幅員1.8m以上の道路、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員1.8m以上の道路をいう。ただし、農道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されている道路は含まない。

一定要件農道

市町村が管理している幅員4m以上の農道のうち、農道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路又は農道台帳に記載されている全区間において4m以上である農道に接続し、かつ、農道台帳作成済みの道路をいう。

舗装済

農道のうち、アスファルト及びコンクリートによる本舗装又は簡易舗装の農道を対象とし、砂利道は含めていない。

舗装率

農道延長距離のうち、舗装済距離の占める割合をいう。

トンネル部

農道に係るトンネル部をいう。トンネルとは、山腹、台地、地下、水底等、自然の障害物を通過するために設けられたもので、人及び車の通行の用に供しうる内空断面を有する道路構造物である。ただし、地下横断歩道、ボックスカルバート、ロックシェッド、スノーシェッド等は含まない。

なお、トンネル個数については、トンネルが2つの都道府県（市町村）にまたがる場合は、当該トンネルを管理する都道府県（市町村）に、両都道府県（市町村）で管理する場合は、協議によりいずれか一方の都道府県（市町村）に、また、2都道府県（市町村）以上にわたって管理区域を有する場合のトンネルについては延長の長い方の都道府県（市町村）に計上する。

橋りょう部

農道に係る橋りょう部で、橋長15m以上のものをいう。

なお、橋りょう個数については、橋りょうが2つの都道府県（市町村）にまたがる場合は、当該橋りょうを管理する都道府県（市町村）に、両都道府県（市町村）で管理する場合は、協議によりいずれか一方の都道府県（市町村）に、また、2都道府県（市町村）以上にわたって管理区域を有する場合の橋りょうについては、橋長の長い方の都道府県（市町村）に計上する。

管理主体

農道を実質的に維持・管理しているものをいう。

また、「土地改良区等」には、農協、農業集落等を含む。

9 統計表の数値について

- (1) 表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 統計表に用いた符号は、次のとおりである。
 - 「0」：単位に満たないもの（例：0.4km → 0 km）
 - 「－」：事実のないもの
 - 「nc」：計算不能

10 その他

ホームページに掲載した後の正誤情報はホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報でご覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei>】

この結果の分野別分類は「その他（食品産業、環境など）」に分類しています。

【関連リンク】

農業農村整備事業のページ：農林水産省 > 組織・政策 > 農村振興 > 農業農村整備事業について

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/index.html>

農山漁村地域整備交付金のページ：農林水産省 > 組織・政策 > 農村振興 > 農山漁村地域整備交付金

http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

お問合せ先

◎本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業構造統計班

電 話：(代表) 03-3502-8111 内線3664
(直通) 03-3502-8093

FAX： 03-5511-7282

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部
統計企画管理官 広報普及班

電 話：(代表) 03-3502-8111 内線3589
(直通) 03-6744-2037

FAX： 03-3501-9644